

監 査 結 果 報 告 書
(平成24年11月13日付け報告)

企 監 第 3 4 号
平成24年10月23日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員 坪内
同 上西 克尚



監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により監査を執行した結果を、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

監査の結果

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成 23 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

所管部局	監査対象機関
経営管理部	経営管理部
事業管理部	事業管理部、村野浄水場、庭窪浄水場、送水管理センター、北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所、水質管理センター
議会事務局	議会事務局
監査委員事務局	監査委員事務局

(3) 監査実施日

平成 24 年 8 月 3 日～同年 9 月 7 日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。

2. 監査の結果

(1) 指示事項（効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適当と認めたもの）

ア 財産関係

（経営管理部、村野浄水場、庭窪浄水場）

貯蔵品の期末在庫について、村野浄水場、庭窪浄水場において、期末在庫数量の適正な管理ができていなかった。適切に是正するとともに、たな卸マニュアルを充実させ本部の各出先機関への管理・監督を適切に行うべきである。

上記事項のほか、監査対象機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正であることを認めた。

参 考 資 料

指示事項

	No.	頁
(1) 財産関係		
・ 経営管理部、村野浄水場、庭窪浄水場 （貯蔵品のたな卸について）	----- 1	1

指 摘 ・ 指 示 事 項 票

No. 1

監査(検査) 対象 機関 (会計)	経営管理部 村野浄水場 庭窪浄水場	監査(検査) 実施年月日	平成24年8月3日から 平成24年9月7日まで
処理区分	指示事項	業務区分	財産

項 目

貯蔵品の期末在庫について、村野浄水場、庭窪浄水場において、期末在庫数量の適正な管理ができていなかった。適切に是正するとともに、たな卸マニュアルを充実させ本部の各出先機関への管理・監督を適切に行うべきである。

事案の内容等

1 概要

貯蔵品のたな卸状況について関係資料を閲覧した結果、村野浄水場、庭窪浄水場において次のような問題があった。

(1) 村野浄水場

平成24年3月末の貯蔵品残高について、たな卸資産出納簿（以下「出納簿」という。）と貯蔵品（薬品）の出入庫を実際に行っている管理部門が記録している帳簿（以下「記録簿」という。）残高を照合したところ、薄硫酸について、差異が認められたため確認した結果、出納簿の在庫数量に誤りがあることが判明した。この原因は、実地たな卸結果を会計処理へ反映するための手続き等に不備があったためであり、この結果、貯蔵品の出納簿残高が、本来あるべき在庫金額より1,730千円過大に計上されていた。

(2) 庭窪浄水場

平成24年3月末の貯蔵品について、実地たな卸結果と記録簿の残高を照合したところ、苛性ソーダについては、255千円の差異が認められたため確認した結果、記録簿に誤りがあることが判明した。貯蔵品のたな卸に係る処理については誤りがないものの、在庫管理を行う出納簿と記録簿の不一致があったことを気付かず放置されたままとなっていた。

本部では、このような各浄水場で実地たな卸結果が適切に出納簿等に反映されない結果となっていたことを関知しておらず、実地たな卸結果に対する管理・監督が不十分である。

2 課題

物品については、「物品出納員は常にたな卸資産出納簿の残高をこれと関係ある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認に努めるとともに、所属長は実地たな卸の結果、たな卸資産出納簿の残高がたな卸資産の在庫と一致しないときは、たな卸資産表に基づきこれを修正しなければならない」と規定されており（大阪広域水道企業団会計規程第89条、第92条）、出納簿の残高数量と実際の在庫数量の調整を行い原因調査の上で、その差異の修正を適時適切に実施すべきである。

また、実地たな卸は貯蔵品の実際残高を確定させ、帳簿残高との差異を把握するための重要な活動である。実地たな卸拠点が複数あり、たな卸関与者も多数にのぼると考えられる以上、実地たな卸の精度を担保するべく、たな卸要領等の内容を充実させ、本部の各出先機関への管理・監督を適切に行うべきである。

企 監 第 3 4 号

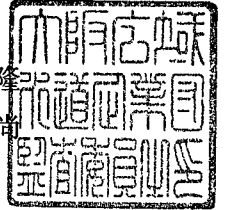
平成24年10月23日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員
同

坪内
上西

克尚



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を執行した結果を、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙検査のとおり

検査の結果

1. 検査の概要

(1) 検査の範囲

平成24年4月から同年7月における水道事業会計及び工業用水道事業会計に係る現金の出納・保管

(2) 検査対象会計

水道事業会計及び工業用水道事業会計

(3) 検査実施日

平成24年5月28日から同年8月27日まで

(4) 検査実施方針

現金の出納・保管が適正かつ正確、確実、有利に行われていたかを検査した。

2. 検査の結果

現金の出納・保管は、適正であることを認めた。